

令和2年度公立甲賀病院組合行政監査報告書（第1四半期）

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、公立甲賀病院組合の事務の執行につき行政監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 日時 令和2年7月29日（水）午前9時20分から

2. 場所 本院 診療棟3階 会議室3

3. 監査対象

公立甲賀病院組合一般会計

4. 監査委員

田中 暢太佳（識見を有する者）

小林 義典（議会選出者）

5. 出席者

公立甲賀病院組合

会計管理者 加藤 良次

事務局長 中尾 博志

6. 監査・方法

(1) 書類の審査

(2) 資料に基づく説明の聴取

7. 重点項目

監査を効果的に実施するため、次のとおり重点項目を設定した。

(1) 障害報告の手順化について

(2) 業務委託契約における項目の流れの明確化とフォローの手順化について

(3) 地方独立行政法人法の規定により設立団体が行うこととされる事項に関する内容の明確化について

8. 監査結果

重点項目に関して、関係書類・諸帳簿等の提示を求めると共に、担当職員から説明を聴取し、監査を実施した結果は下記のとおりである。

1) 障害報告の手順化

(1) 病院への両市からの負担金の送金漏れが発生し、期日までに病院に負担金が入金されなかった、という障害が確認された。本障害をきっかけに、再発防止策を含めた障害報告を手順化して運用できないか検討されたい。

2) 業務委託契約における項目の流れの明確化とフォローの手順化

(1) 例規集に関する業務委託契約が随意契約によりなされていたが、随契理由の記載が無く、契約書には権利の帰属や瑕疵担保（品質保証）責任の記載がされていなかった。業務委託契約を締結した場合の項目の流れを整理し、委託業務の履行の確認に漏れが無いように手順化して運用できないか検討されたい。

3) 地方独立行政法人法の規定により設立団体が行うこととされる事項に関する内容の明確化

(1) 地独法の規定により設立団体が行うこととされる事項に関して、具体的な内容が不明なため、活動内容が見えない。内容を明確化することにより、判断や評価、活動内容などがぶれないようになると考える。（業務の可視化と業務品質の向上、均一化）それぞれの項目について、次のような内容を記載した項目集の作成を検討されたい。

- ・当該項目を実施する目的や趣旨
- ・具体的な活動内容
- ・活動の進め方（具体的な手順、具体的な推進者や決裁者も含めて）
- ・判断や評価、承認等が必要な場合、具体的な判断基準や評価基準、承認基準等

令和2年 7月29日

公立甲賀病院組合

管理者 谷畑 英吾 様

監査委員

田中 暢太



監査委員

小林 義典

